

後期高齢者医療保険料の決定と軽減率変更のお知らせ

問 国保年金課医療・年金係 ☎72-2111 内線422、423
福岡県後期高齢者医療広域連合 ☎092-651-3111

保険料額決定通知書の送付

平成29年度の保険料を、平成28年中の所得と世帯の状況に基づき、決定しました。

保険料額の詳細は、7月中旬に発送する「平成29年度後期高齢者医療保険料額決定通知書」でお知らせします。

保険料軽減率の変更

保険料は、同一世帯内の被保険者と世帯主の総所得金額の合計額に応じて、均等割額が軽減されます。

平成29年度から、低所得者の負担軽減対策により、2割・5割軽減の対象が拡充されます。

また、所得割額・被用者保険の被扶養者の軽減割合が変更されます。



▲口座振替・年金天引の人は
うすい灰色、納付書払の人は
黄色の封筒で送付します



均等割額の軽減

同一世帯内の被保険者と 世帯主の軽減対象所得金額の合計額	軽減割合	軽減後の額
33万円以下かつ被保険者全員が年金収入 80万円以下(その他各種所得がない)	9割軽減	5,608円
33万円(基礎控除額)以下	8.5割軽減	8,412円
【33万円+ 27万円 ×被保険者数】以下	5割軽減	28,042円
【33万円+ 49万円 ×被保険者数】以下	2割軽減	44,868円

所得割額の軽減

軽減割合	被保険者の総所得金額
2割軽減	91万円以下

被用者保険の被扶養者の軽減

均等割額の軽減割合	軽減後の保険料(年額)
7割軽減 (所得割はかかりません)	16,825円

7月下旬に新しい後期高齢者医療被保険者証を送付します！

現在の被保険者証(桃色)の有効期限は、7月31日です。

8月1日から使用できる被保険者証(水色、有効期限：平成30年7月31日)を、7月下旬に簡易書留で郵送します。

保険証が届いたら、自己負担割合の確認を！

医療機関で受診する際の医療費の自己負担割合は、1割または3割です。

毎年、前年中の所得をもとに、8月から翌年7月までの1年間の自己負担割合の判定を行います。保険証が届いたら、必ず今年度の負担割合を確認してください。

自己負担割合の判定基準については、お問い合わせください。



後期高齢者医療の限度額適用・標準負担額減額認定証も8月に更新です！

現在使用中の減額認定証の有効期限は、7月31日です。

すでに減額認定証を持っている人で、平成29年度の市県民税が非課税世帯の人には、8月1日から使用できる新しい減額認定証を7月下旬に郵送します。

減額認定証を持っていない人で、新たに交付を希望する場合は、申請手続が必要です。

次のものを持参し、市役所⑥窓口で手続をしてください。

【申請に必要なもの】 被保険者証、印鑑

大原校区公民館を避難所に指定しました

問 協働推進課防災安全係 ☎72-2111内線253

大原校区公民館(大原きぼうの森館)設置に伴い、新たに大原校区公民館を避難所に指定しました。

また、台風接近時、市が暴風域に入ると予想される場合に避難所を設置しますが、台風による影響を勘案し、強風域に入の場合で避難所の開設が必要と認めるときには、限定的に下表「台風(強風域)」の6か所の避難所を開設します。

市からの避難情報に注意し、適切なタイミングで近くの開設している避難所に避難してください。

【指定避難所一覧】

名 称	水害	土砂災害	地震	台風	台風 (強風域)
のぞみが丘小学校	○	○	○	○	
三国中学校	○	○	○		
小郡高等学校	○	○	○		
三国校区公民館	○	○	○	○	○
三国小学校	○	○	○		
東野小学校	○		○		
東野校区公民館	○		○	○	
大原小学校	○		○		
大原中学校	○		○	○	
生涯学習センター	○		○	○	
小郡小学校	○		○		
大崎教育集会所				○	
小郡中学校	○		○		
小郡交流センター	○		○	○	○
シルバー人材センター	○		○	○	

名 称	水害	土砂災害	地震	台風	台風 (強風域)
立石校区公民館	○		○	○	○
立石小学校	○		○		
立石中学校	○		○		
三井高等学校	○		○		
下岩田市民館				○	○
御原校区公民館			○	○	
二タ集会所				○	
御原小学校	○		○		
宝城中学校	○		○	○	
味坂小学校	○		○		
味坂校区公民館			○	○	○
あすてらす(福祉避難所)			○		
大原校区公民館	○		○	○	○

※福祉避難所…高齢者や障がい者など、特別な配慮を必要とする人が利用する避難所で、長期避難の際に、必要に応じて開設

保育士就職支援金を給付します

申 問 子育て支援課子育て支援係 ☎72-2111内線472、473

保育士人材確保のため、市内の認可保育所に新たに勤務する常勤保育士に対し、就職支援金を給付します。

給付期間 平成29年7月1日～平成30年3月31日

対象 保育士資格を持ち、次の全てを満たす人

- ① 7月1日以降、市内の認可保育所に就職し、
2年以上継続して勤務する人(公立保育所の正規職員をのぞく)
 - ② 1日6時間以上、かつ月20日以上勤務する人
 - ③ 過去1年以内に、市内認可保育所で保育士として勤務していない人
- ※この給付金を受けることができるのは、1人1回限り

給付額

就職支援 10万円

移住支援 保育所就職のため市外から市内に移住する場合、引越し費用として、10万円を上限に就職支援に加算して給付

※詳細は、お問い合わせください

公立保育所の保育士募集中！
詳しくは、23ページへ！



新しく市内で創業する人を支援します

申問 商工・企業立地課商工観光係 ☎72-2111内線142

市は、経済活性化を図るため、今後、市内で新しく創業する人に対し、創業の初期経費や事業所の家賃の一部を補助する制度を新設しました。

申請には、条件がありますので、詳細は、市ホームページで確認または問い合わせください。

※申請受付は7月3日(月)から先着順で行い、予算額に達した時点で締め切ります

対象

小郡市商工会の経営指導員から創業事業計画について経営指導を受けた人で、福岡県信用保証協会の保証制度を利用することができる業種を新規創業後に営む人のうち、以下の全てを満たす人

①次のいずれかに該当する新規創業前の個人

ア 市内に本店を置く会社を設立することを予定している個人

イ 個人事業主として市内に主たる事業所を置くことを予定している個人で、市内に住所がある人(予定含む)

②市税などの滞納がないこと

③同一事業について、国、県または他の補助金の交付を受けていないこと

補助額

	補助率	限度額
i 創業費	2分の1以内	50万円
ii 家賃補助		1か月当たり3万円(12か月上限)

補助対象経費

i 創業費補助対象経費

開業と法人設立に伴う司法書士・行政書士などに支払う申請書類作成経費、事業所開設に伴う内外装工事費、設備費、広告宣伝費、調査費

ii 家賃補助対象経費

新規創業のために契約した事業所借上げに必要な月額賃料

注意事項 補助金の交付決定を受ける前に物品などを購入したり、工事などに着手したりした場合、その経費については補助対象外となります。

市内農産物のブランド化を図る団体を補助します

申問 農業振興課農政係(南別館2階) ☎72-2111内線113 ☎838-0198 小郡市小郡255-1

市の農産物の認知度を高めるため、さまざまな団体と連携を図ってブランド化の取組を行う農業者団体に、経費の一部を補助します。

募集期間 7月3日(月)～14日(金)

対象 市内の農業者団体(2戸以上)で市内の流通・販売業者などと連携を図って取組を行う団体

補助対象経費

- ・宣伝広告費
- ・容器包装費
- ・販路開拓や拡大のため、市場や商談会へ出展する登録費
- ・ブランドイメージ確立のためのデザイン設計費 など

補助率 対象経費の3分の2 ※予算に限りがあります

申請方法 申請書に記入し、窓口または郵送で提出

※申請書は市ホームページ(ホーム▶まち・産業▶農業・農地▶農産物等特産品化事業)からダウンロードできるほか、窓口で配布しています

注意事項 他の補助事業の対象となっているものは、本事業の対象となりません。

上記のほか要件がありますので、詳しくはお問い合わせください。

あなたの知識や技術を地域に生かしませんか？ 人材バンク登録講師・団体募集

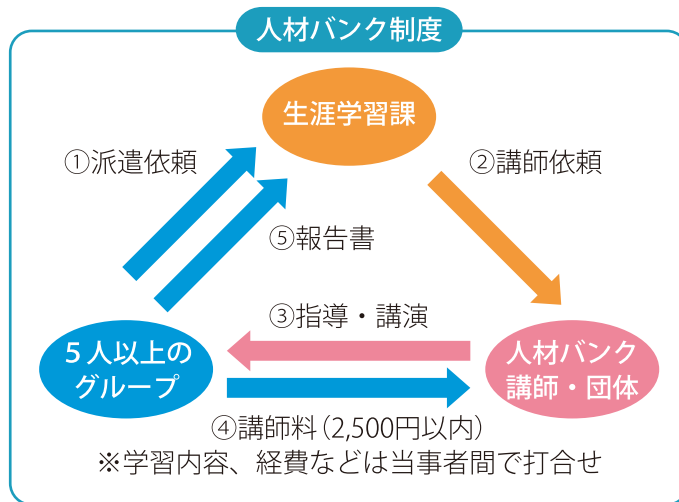
申問 生涯学習課社会教育係 ☎72-2111 内線523

市は、専門的な知識や技術を持っている人、趣味の活動を盛んに行っている人などに、講師として登録してもらい、依頼があった地域の行事や子ども会、サークル活動へボランティアとして派遣する「人材バンク制度」を行っています。

現在、個人55人、20団体が登録し、さまざまな指導・講演などで活躍しています。

指導できる知識や技術、そして何よりボランティアマインドを持っている人ならどなたでも講師として登録できます。また、「指導することはできないけれども、学習活動やイベントなどのお手伝いぐらいなら…」という人も大歓迎です。

市内・市外在住を問いません。あなたのやる気と知識を地域で生かしてみませんか。



▲手作り工芸教室の様子

- ◆スポーツレクリエーション関係
健康体操、ヨガ、ダンス、チャンバラなど
- ◆芸術・文化関係
舞踏、謡曲、三線、絵画、絵手紙など
- ◆教養・生活関係
パソコン、読み聞かせ、朗読、簿記、料理など
- ◆趣味・娯楽関係
着付け、アートフラワー、囲碁、将棋など
- ◆医療・福祉関係
家庭教育、子育て相談、介護など
- ◆環境・地域関係、その他
青少年育成、歴史講座、託児ボランティアなど

国民健康保険の限度額適用認定証と入院時食事医療費の減額認定証の有効期限は7月31日(月)まで

申問 国保年金課国保係 (本館1階) ☎72-2111 内線424

国民健康保険の限度額適用認定証と減額認定証の有効期限は、7月31日(月)です。引き続き、各認定証が必要な人は、必ず更新手続きをしてください。

※自動で更新されません

対象 小郡市国民健康保険に加入している人
※70歳以上の市県民税課税世帯の人は、「高齢受給者証」が認定証を兼ねているため、申請は不要です
※国保税の滞納がある世帯は、認定証の交付が受けられない場合があります

受付期間 8月31日(木)まで※土日祝日を除く

有効期間 申請月の初日～平成30年7月31日

※市県民税の非課税世帯で長期入院該当の適用日は、申請月の翌月1日から

必要なもの

- ①印鑑
- ②現在持っている認定証
- ③健康保険証
- ④高齢受給者証
- ※70歳以上の市県民税非課税世帯の人のみ
- ⑤入院の事実を証明するもの(領収書など)
- ※市県民税非課税世帯で長期入院(過去1年間に91日以上)した人のみ
- ⑥マイナンバーがわかる書類(世帯主と対象者分)